

当会議におけるこれまでの意見と対応等について

No	意見	対応・回答	資料2 (計画素案) のページ
1	カーボンニュートラル、SDGs等の環境問題や、少子高齢化、人口減少等の社会問題を踏まえた計画にしてほしい。	環境問題・社会問題を含む各種課題を整理した上で、本計画の基本方針を設定。	P42
2	郊外の需要が少ない地域では、バスだけでなく少人数を運ぶ交通手段についても計画に盛り込むべきである。	取り組みの方向性⑩「地域のまちづくりと連携した区内公共交通網の形成」の中に、エリアバス×タクやデマンド交通などの導入検討について記載。	P52
3	自治体でなく協議会が本計画を策定するとなると責任が重いのではないか。	本計画は法定協議会等において協議した上で作成することが法令で規定されている。	—
4	本計画にまちづくり施策や観光施策との連携を盛り込むのであれば、それが把握できる成果指標（来訪者の人数・滞在期間・消費金額など）にしてはどうか。	観光客等の来訪に関するものとして、成果指標には「広域的な交通インフラにおいて利便性が向上していると思う市民の割合」を採用。	P56
5	バスの利用者数や収支は利便性や料金体系に影響するので、成果指標にしてはどうか。	市内の乗合バスの運営主体は大部分が民間事業者であり、その収支状況を用いて交通施策の評価をすることが難しいため、成果指標には「区バス・住民バス・エリアバス×タクの年間利用者数」を採用。ただし、本計画の進捗確認の際、路線バス利用者数など利用実績を提示することは可能。	P57, 58
6	佐渡汽船についても観光の側面で本計画に反映させてはどうか。	基本方針2「都市の活力と拠点性を強化する交通戦略」の中に、広域交通拠点（佐渡汽船を含む）と都心部等との連携強化について記載。	P47
7	国が示した標準指標「公共交通への公的資金投入額」は市民にとって知りたい情報のため、成果指標にしてはどうか。	「公共交通への公的資金投入額」を用いて交通施策の評価をすることが難しいため、成果指標には採用しない。ただし、本計画の進捗確認の際、公的資金投入額を提示することは可能。	—
8	今後、交通手段が多様化していくことも踏まえた計画にすべきである。	取り組みの方向性⑪「多様なライフステージのニーズや需要に応じた交通手段の活用」の中に、ニーズに応じて様々な交通手段を活用することを記載。	P52
9	都市交通特性調査の結果の比較対象として、北部九州圏や山形広域都市圏を選定した理由を記載すべきである。	比較対象が2016年以降に実施されたものである旨を記載。	P30

No	意見	対応・回答	資料2 (計画素案) のページ
10	成果指標「鉄道・バス・タクシーの交通手段分担率」は合計値だけでなく内訳も記載すべきである。	交通施策の評価が繁雑になるため、合計値のみを記載。ただし、本計画の進捗確認の際、内訳も提示することは可能。	P56
11	基本方針4「暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略」の成果指標に、路線バスの利用者数も入れるべきである。	基本方針4は鉄道や路線バスのような幹線ではなく、郊外生活圏内の枝線の交通に関する内容であるため、その指標として「区バス・住民バス・エリアバス×タクの年間利用者数」を採用。	P57
12	課題1にある「運転士の確保」について、KPI的な数値を目標設定するべきである。	第8章「目標を達成するために行う施策」のNo.①-9「路線バスの運転士不足対策」の中に、実施目標を記載予定。	P60
13	「代表交通手段構成の年齢別の比較」について、文章中の「自動車、自転車の利用割合が減少」及び「鉄道、バスの割合が増加」の表現と図との整合が取れていない。	当該箇所を「鉄道、自転車の利用割合が減少」及び「バス、自動車の割合が増加」に修正。	P31
14	「65歳以上の自動車の利用割合の増加」と「免許返納後も利用できる交通手段の確保が必要」がどう結びつくのかわかりにくい。	当該箇所を「自動車に代わる移動手段の確保が求められています」に修正。	P31
15	免許返納後の交通手段を例示してはどうか。	取り組みの方向性⑪「多様なライフステージのニーズや需要に応じた交通手段の活用」の中に、エリアバス×タクやデマンド交通などの導入、目的バスの活用について検討することを記載。	P52
16	減便した路線バスに不便を感じている利用者からすると、本計画の目標を「生活交通の確保維持」とした場合、不便な状況が続くことになるのではないか。	コロナ禍による生活様式の変化や、バス運転士の不足などを踏まえ、2028年度までを対象期間とする本計画では、バスネットワークの確保維持を目標とする。	P51
17	バリアフリーに関することとして、バス停にある小さな文字の時刻表に困っている利用者のため、これを改善することについて本計画の中に記載してはどうか。	左記内容は本計画には記載しないが、ご意見として交通事業者に伝える。	—
18	本計画の章立て（第7章「国補助制度を活用した事業」）を変更するべきである。	「国補助制度を活用した事業」を第9章に変更。	P70